

【追加募集】

令和8年度徳島市住宅リフォーム支援事業補助金について

定住、移住及び子育てしやすい住まいづくりを支援することで、良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家の増加を抑制するため、徳島市内の施工業者に依頼して、現に所有し居住する既存住宅の住環境の維持・向上を目的としてリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

補助対象者 対象住宅	以下の全てに該当する人・住宅 ●リフォーム工事を行う住宅が徳島市内の居住用住宅であること。 ●工事の依頼主（施主）である人。 ●工事を行う住宅の登記簿上の所有者であり、当該住宅の所在地に住民登録をしている人。 又は、この補助金の実績報告を行う日までにこれらの条件を満たす人。 ●徳島市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など）の滞納がない人。 ●過去5年以内（令和3年度以降）に同一住宅で徳島市住宅課が実施した「住宅リフォーム支援事業補助金」又は「新生活様式対応住宅リフォーム支援事業補助金」の交付を受けていないこと。 ・当該住宅が共有名義（所有者が複数）の場合は、所有者のうち1人（申請者）に補助します。 ・分譲マンションなどの共同住宅は専有部分のみが補助対象（共用部分は補助対象外）。 ・店舗・事務所等との併用住宅は、居住に使用している部分のみが補助対象。 ・次の建物は、補助対象外です。 未登記の住宅、法人が所有する住宅、事業で使用している建物（店舗、事務所、工場など）、賃貸住宅
対象工事	以下の全てに該当する工事 ●「徳島市内に本店を有する法人」又は「徳島市内に住所を有する個人の施工業者」に依頼して行う工事 ●補助対象となる工事費用が50万円以上（消費税及び地方消費税を除く税抜き金額）の工事 ●この補助金の交付決定後に着手する工事 ●令和9年3月1日までに、この補助金の実績報告書の提出ができる工事 ●補助対象工事の具体例は別紙参照のこと

申請区分	申請区分	説明
	区分 A	市内に住所を有する者で自己の所有する住宅の長寿命化を図るためにリフォーム工事をしようとする場合
	区分 B	「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から 3 年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和 7 年 4 月 1 日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合
	区分 C	「徳島市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地の区域内にある「徳島市立地適正化計画」で定める居住促進区域に移住し、この補助金の実績報告の日から 3 年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を自己が居住する目的で令和 7 年 4 月 1 日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合

補助金額	申請区分	補助金額及び上限額
	区分 A	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の 12 パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は 12 万円を上限とします。
	区分 B	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の 20 パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は 20 万円を上限とします。
	区分 C	補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く)の 30 パーセントにあたる額。(千円未満は切り捨て) ただし、補助金額は 30 万円を上限とします。

補助金交付 事前申込み	■ 申込方法 事前申込書に必要事項を記入し、下記の受付期間内に提出してください。 (同居親族以外の者に事前申込書の提出を依頼する場合は、委任状の提出が必要です。) 事前申込みが市の予算枠に達しなかった場合は、後日に適当な期間を設けて再度申込みを受付けます。 ■ 事前申込書の入手方法 補助金交付の事前申込書は住宅課窓口、徳島市の公式ホームページからもダウンロードできます。 ■ 事前申込【追加】の受付期間 令和 8 年 7 月 21 日(火) から 8 月 20 日(木) まで ※予算上限額に達した時点で終了となります。 ■ 事前申込書の受付場所・受付時間 徳島市役所本館 4 階 住宅課窓口 (追加の事前申込は窓口のみ) 平日のみ 受付時間は 8 時 30 分から 17 時まで (注意) 事前申込書に記入した補助金交付申請額は、申込書提出後に増額することはできません。
----------------	--

交付申請	事前申込（追加）の方は、次の要領で交付申請書類を提出していただきます。 ■交付申請に必要な書類 ①交付申請書（様式第2号） ②改修計画書（様式第3号）及び施工予定箇所を明示した図面 ③建物の所有権を証明できる書類の写し - 令和8年度固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書 - 必要に応じ、次の書類の提出を求める場合があります - 令和8年度固定資産税評価証明書（有料） - 建物登記事項証明書（有料） ④工事見積書の写し（宛名が申請者のフルネームであること） - 仕様等を含めた内訳明細書を添付されていること。補助対象外工事がある場合は、補助対象工事と補助対象外工事を分けて記載されていること。 ⑤建物の全景写真（2方向以上）及び施工予定箇所の現況写真 ⑥施工業者の本店の所在地が市内にあることがわかる書類の写し - 法人（会社組織）の場合は、法人登記の登記事項証明書 - 個人事業主の場合は、事業主の住民票 ⑦建物の共有名義者の同意書〔建物が共有名義所有の場合〕 ⑧令和7年4月1日以降に締結された建物売買契約書の写し 〔区分B又は区分Cで申請される方のみ〕 ⑨その他市長が特に必要と認める書類
-------------	--

住宅課以外の補助事業について	徳島市では、次のとおり耐震化工事やバリアフリー化工事などの補助事業を行っています。これらの補助金の交付を受ける人は、本事業の補助の対象と重複しないようご注意ください。各事業の担当は次のとおりです。		
	①既存木造住宅耐震化促進事業	建築指導課	TEL (088) 621-5272
	②高齢者住宅改造費助成事業	高齢介護課	TEL (088) 621-5176
	③住宅改修費給付事業・重度身体障害者住宅改造費助成事業		
		障害福祉課	TEL (088) 621-5177
	④浄化槽設置推進事業（公共下水道認可区域を除く）		
		環境保全課	TEL (088) 621-5213

注意事項	■補助金交付申請書類提出後、徳島市住宅課から補助金交付決定通知書が届くまで工事に着手しないでください。 ■工事完了後の実績報告書は令和9年3月1日（月）までに提出してください。 ■自己が所有し居住する住宅のリフォーム工事であることが確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
------	--

お問い合わせ先・書類の提出先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市都市建設部 住宅課 庶務係（住宅リフォーム支援事業担当） 〔徳島市役所本庁舎4階〕 電話：（088）621-5285
----------------	---

事前申込みから補助金受領までの手続きの流れ

